

「越谷市介護保険利用者負担助成に関する協定書」の締結について

越谷市の福祉行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、越谷市では、独自の施策として市民税非課税世帯を対象に利用者負担の軽減を行っております。また、その軽減対象者に対し、利便性の向上を図るため、利用料の支払い方法として「受領委任払い方式」を採用しております。

つきましては、貴事業所におかれましても、別紙「受領委任払い方式概要」の趣旨をご理解の上、「越谷市介護保険利用者負担助成に関する協定書」の締結についてご協力をいただきますようお願いいたします。

<軽減の対象になる居宅サービス>

居宅サービス（介護予防を含む）	地域密着型サービス（介護予防を含む）
訪問介護	夜間対応型訪問介護
通所介護（デイサービス）	認知症対応型通所介護
訪問入浴介護	小規模多機能型居宅介護
訪問看護	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
訪問リハビリテーション	地域密着型特定施設入居者生活介護
居宅療養管理指導	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所リハビリテーション（デイケア）	看護小規模多機能型居宅介護
短期入所生活介護	地域密着型通所介護
短期入所療養介護	
特定施設入居者生活介護	
福祉用具貸与	

<利用者負担10%に対する軽減割合>

対 象 者	軽減率 (市の助成率)	利用者負担
介護保険料第1段階	5%	5%
介護保険料第2段階及び第3段階	3%	7%

※非課税世帯の第2号被保険者(40歳から64歳の方)の軽減割合は、一律5%

<受領委任払い方式概要>

【目的】 利用者及び居宅介護サービス事業者等の利便性の向上と事務手続きの効率化を図ります。

【実施内容】 国保連からの給付情報による受領委任払い方式

【内容説明】 受領委任払い方式は、事業者が利用者に代わって助成金を市に請求する方式です。利用者は、1割の利用者負担の内、市で補助する助成分を差し引いた額を介護サービス事業者に支払います。

本市では、事業所からの請求事務をなくし、国保連からの給付情報により助成金を支払う方式を実施します。

<協定を結んでから助成金を受領するまでの流れ>

1. 介護サービス事業者は越谷市と協定を結びます。
2. 事業者は、利用者の減額認定証を確認し、市の助成分を除いた額（5%または7%）を利用者に請求する。
3. 事業者は、国民健康保険団体連合会に介護給付費の請求をします。
（給付費90%、利用者負担10%）
4. 越谷市は、国民健康保険団体連合会からの給付情報を確認し、市の助成分を介護サービス事業者に振込みます。
（振込み予定日は、国保連へ請求した月の翌月末となります。振込み前に「事業者別軽減対象者軽減額一覧表」を送付します。）

【提出書類】

- ① 協定書2部（乙欄に事業所名等を記載、押印）
- ② 利用者負担額助成金の受領委任払い登録申請書

（問合わせ）越谷市 介護保険課

TEL : 048-963-9169

FAX : 048-965-3289